

平成18年4月から 介護保険制度が新しくなります ~その4~

◆第1号被保険者の介護保険料の段階設定が変更になります。



現在65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、所得に応じた定額の5段階設定となっていますが、平成18年4月からは、今までの第2段階を二つの段階に分けて、6段階で保険料を設定することになります。今まで、第2段階（市町村民税世帯非課税）は、介護保険料を払われる方の負担能力に大きな開きがあったことから、これを細分化し、負担能力の低い方には保険料負担の軽減が図られます。

■保険料段階の見直し

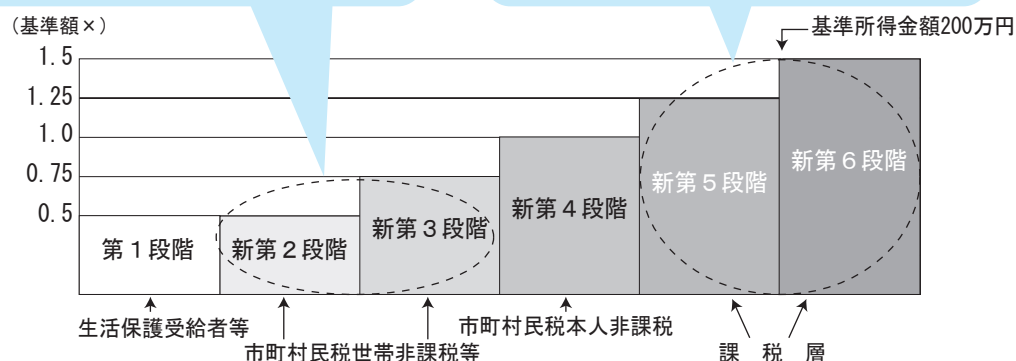
◎第2段階の細分化
従来の保険料第2段階については、被保険者の負担能力に大きな開きがある。

↓
第2段階を細分化し、負担能力の低い層（例：年金収入80万円以下）には、より低い保険料率を設定する。

◎課税層の保険料設定の弾力化
市町村が被保険者の所得状況に応じ、きめ細やかな保険料段階を設定できるようにする。

↓
具体的には、課税層について、市町村が条例により区分数、保険料率を弾力的に設定できることとする。

今までの第2段階のうち、年金収入が80万円以下の方は、保険料率が基準額の1/2に軽減されます。



今 ま で			平成18年4月から		
負担段階	内 容	保 険 料 率	負担段階	内 容	保 険 料 率
第1段階	生活保護の受給者及び老齢福祉年金の受給者で世帯全員が町民税非課税の方	基準額 ×0.5	新第1段階	現行どおり	基準額 ×0.5
第2段階	本人及び世帯全員が町民税非課税の方	基準額 ×0.75	新第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 ×0.5
			新第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、利用者負担第2段階以外の方	基準額 ×0.75
第3段階	本人が町民税非課税の方（世帯内に町民税課税者がいる）	基準額	新第4段階	現行どおり	基準額
第4段階	本人が町民税課税者で合計所得金額が200万円未満の方	基準額 ×1.25	新第5段階	現行どおり	基準額 ×1.25
第5段階	本人が町民税課税者で合計所得金額が200万円以上の方	基準額 ×1.5	新第6段階	現行どおり	基準額 ×1.5

※さつま町では、現在平成18年度から20年度を計画期間とする第3期介護保険事業計画を作成中です。計画の中では、期間内の介護サービス量とそれに対する給付費が推計され、平成18年度から20年度にかけての介護保険料が決定されます。新しい介護保険料は決定され次第、皆さんにお伝えします。